

佐賀県告示第 389 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 11 条第 1 項の規定により、平成 27 年 8 月 29 日、次の知事指定薬物の指定は失効する。

平成 27 年 8 月 28 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) 化学名 1 - (8 - ブロモベンゾ [1 , 2 - b : 4 , 5 - b] ジフラン - 4 - イル) プロパン - 2 - アミン (通称名 : B r o m o - D r a g o n F L Y) 及びその塩類
- (2) 化学名 1 - ペンチル - N - (2 - フェニルプロパン - 2 - イル) - 1 H - インダゾール - 3 - カルボキサミド (通称名 : C U M Y L - P I N A C A) 及びその塩類
- (3) 化学名 1 - (5 - フルオロペンチル) - N - (2 - フェニルプロパン - 2 - イル) - 1 H - インダゾール - 3 - カルボキサミド (通称名 : C U M Y L - 5 F - P I N A C A) 及びその塩類
- (4) 化学名 1 - ペンチル - N - (2 - フェニルプロパン - 2 - イル) - 1 H - インドール - 3 - カルボキサミド (通称名 : C U M Y L - P I C A) 及びその塩類
- (5) 化学名 1 - (5 - フルオロペンチル) - N - (2 - フェニルプロパン - 2 - イル) - 1 H - インドール - 3 - カルボキサミド (通称名 : C U M Y L - 5 F - P I C A) 及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第 2 条第 6 号に掲げる薬物に該当するに至ったため

3 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。